

申請する加算に「○」を記入(Ⅰの場合はⅡ又はⅢを記入)

サービス提供体制強化加算(Ⅰ) : 従業者(看護師又は准看護師を除く。)の総数のうち、常勤換算方法で介護福祉士を70%以上を配置または、勤続年数10年以上の介護福祉士を25%以上を配置。

サービス提供体制強化加算(Ⅱ) : 従業者(看護師又は准看護師を除く。)の総数のうち、常勤換算方法で介護福祉士を50%以上を配置。

サービス提供体制強化加算(Ⅲ) : 次の①～③のいずれかに該当すること。
 ①従業者(看護師又は准看護師を除く。)の総数のうち、常勤換算方法で介護福祉士を40%以上を配置。
 ②従業者の総数のうち、常勤職員を60%以上を配置。
 ③従業者の総数のうち、勤続年数7年以上の職員を30%以上を配置。

【算出の取扱い】

①職員の算出に当たっては、上記換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いる。

②前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる。この場合は、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちにその旨の届出を提出しなければならない。

③従業者に係る常勤換算にあつては、利用者への介護業務(計画作成等介護を行うに当たつて必要な業務は含まれるが、請求業務等介護業務に関わらない業務を除く。)に従事している時間を用いても差し支えない。※介護支援専門員と兼務している場合はその時間を除く。

④介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

⑤勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。**【加算(Ⅰ)(Ⅲ)関連】**
 なお、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができる。

A. 前年度事業実績が6ヶ月以上ある事業所用の算出

前年度平均の算出(4月～2月分=3月分を除く。小数点第1位まで。)

〈前年度の月平均〉常勤換算方法で算出

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計a	月平均 a÷11	配置割合	
(Ⅰ)	従業者(看護師・准看護師を除く)総数														/	
	介護福祉士のみ															
	勤続10年以上の介護福祉士															
(Ⅱ)	従業者(看護師・准看護師を除く)総数														/	
	介護福祉士のみ															
(Ⅲ)	①	従業者(看護師・准看護師を除く)総数														/
		介護福祉士のみ														
	②	従業者総数														
		常勤職員のみ														
	③	従業者総数 勤続7年以上の職員のみ														

A・B
(該当に○)

*「配置割合」の計算方法
 (Ⅰ)介護福祉士のみの月平均÷従業者(看護師・准看護師を除く。)総数の月平均×100
 (Ⅱ)介護福祉士のみの月平均÷従業者(看護師・准看護師を除く。)総数の月平均×100
 (Ⅲ)①介護福祉士のみの月平均÷従業者(看護師・准看護師を除く。)総数の月平均×100
 ②常勤職員のみ月平均÷従業者総数の月平均×100
 ③勤続7年以上の職員のみ月平均÷従業者総数の月平均×100

B. 前年度事業実績が6ヶ月に満たない事業所・新規事業所用の算出

〈前3月の月平均〉

・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の従業者(保健師・看護職員を除く。)総数(加算(Ⅲ)①②の場合は、従業者総数)の合計

3月前: 人 + 2月前: 人 + 1月前: 人 ÷ 3 = 人(b)

・届出日が属する月の前3月の常勤換算後の介護福祉士(加算(Ⅰ)の場合は勤続10年以上の介護福祉士でも可。加算(Ⅲ)②の場合は、常勤職員の総数、(Ⅲ)③の場合は、勤続7年以上職員総数)の員数の合計

3月前: 人 + 2月前: 人 + 1月前: 人 ÷ 3 = 人(c)

oがbに占める割合 (o÷b×100) = %